



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会社名 青山商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 青山 理
(コード番号 8219 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員 財津伸二
企画管理本部長
(TEL 084-920-0050)

事後交付型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において、下記 2 記載の事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 54 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の中期経営計画『CHALLENGE II 2020』の達成に向けたインセンティブを付与することを目的として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

当社は、対象取締役に対して当社の中期経営計画『CHALLENGE II 2020』の達成に向けたインセンティブを適切に付与すべく、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 42 回定時株主総会でご承認いただいた年額 6 億円以内（役員賞与を含んでおります。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。）の取締役の報酬額の範囲内で、対象取締役に対する本制度に関する報酬等として金銭報酬債権を付与できるようにすることにつき、本株主総会において、株主の皆様にご承認（以下、「本承認」といいます。）をお願いする予定です。

本制度の導入は、本株主総会において、本承認を得られることを条件といたします。

<本制度の概要>（※詳細は下記 2 「本制度の内容」のとおりです。）

名 称 : 事後交付型株式報酬制度

交付対象者 : 対象取締役

交付株式数 : 対象取締役 1 名につき当社普通株式 2,000 株

主な交付条件 :

① 業績達成条件

当社の平成 33 年 3 月期の連結営業利益が 250 億円以上

② 在任条件

当社の平成 33 年 6 月下旬開催予定の第 57 回定時株主総会までの在任継続
(対象取締役から当社の執行役員又は国内連結子会社の取締役若しくは執行役員へ異動して継続する場合を含む。)

2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画『CHALLENGE II 2020』の最終事業年度（平成33年3月31日に終了する事業年度になります。）の連結営業利益250億円以上の達成その他の条件を満たした場合に、当該中期経営計画の最初の事業年度中における当社の定時株主総会開催日の翌日から、当該中期経営計画の最終事業年度に係る当社の定時株主総会開催日（以下、「最終事業年度に係る株主総会開催日」といいます。）までの期間（以下、「対象期間」といいます。）に係る報酬等として、各対象取締役につき2,000株の当社普通株式を、最終事業年度に係る株主総会開催日以降に交付する事後交付型株式報酬制度です。

(2) 本制度の仕組み

本制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。

- ① 当社は、下記(4)の交付要件を満たした場合には、対象期間に係る報酬等として、各対象取締役につき下記(3)に定める数の当社普通株式を、最終事業年度に係る株主総会開催日以降に交付いたします。なお、下記(4)の交付要件を満たさなかった場合には、各対象取締役に対して当社普通株式は交付いたしません。
- ② 当社は、上記①により各対象取締役に当社普通株式を交付する際には、各対象取締役に交付する当社普通株式の数に応じ、現物出資に供するための金銭報酬債権を各対象取締役に付与し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により当社に給付することにより、当社普通株式の割当てを受けます。なお、この場合における当社普通株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける各対象取締役に特に有利とされない範囲内で当社取締役会において決定するものとします。

(3) 本制度に基づき対象取締役に交付する当社普通株式の数

本制度に基づき、下記(4)の交付要件を満たした場合に、当社が各対象取締役に交付する当社普通株式の数は2,000株(※)とします。尚、現在の各人の報酬総額を勘案し、適切なインセンティブを付与出来るだけの数量である株式数を設定したものです。

(※)対象期間の途中で新たに対象取締役の地位を取得した者については、その在任期間に応じて、当社取締役会において定める合理的な方法に基づき按分した数とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合によって、当社の発行済株式総数が増減する場合は、各対象取締役に交付する当社普通株式の数は、その比率に応じて合理的に調整されるものとします。

さらに、取締役の報酬額の上限である年額6億円では、上記に基づき算出される数の当社普通株式の払込金額の総額に満たない場合には、年額6億円で払込金額の総額を満たせるところまで、各対象取締役に交付する株式の数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させるものとします。

(4) 本制度における当社普通株式の交付要件

本制度においては、以下の要件を満たした場合には、最終事業年度に係る株主総会開催日以降、各対象取締役に対して上記(3)に基づき算出される数の当社普通株式を交付いたします。

当社が当社普通株式を交付する際は、当社による株式発行又は自己株式の処分の方法により行われ、当社普通株式を交付する対象取締役及び交付する株式数は、以下の①から④の要件及び上記(3)に従い、最終事業年度に係る株主総会開催日以降の当社取締役会において決定いたします。

- ① 中期経営計画『CHALLENGE II 2020』の最終事業年度の連結営業利益250億円以上が達成されたこと
- ② 最終事業年度に係る株主総会開催日まで対象取締役が継続して当社の取締役若しくは執行役員又は当社の国内連結子会社の取締役若しくは執行役員のいずれかの地位にあったこと

- ③ 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ④ 最終事業年度に係る株主総会開催日までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の当社取締役会において定める組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認されていないこと

【ご参考】

当社は、本承認が得られることを条件として、当社の執行役員及び当社の国内連結子会社の代表取締役に対しても、本制度と同様の事後交付型株式報酬制度を導入する予定です。

以上